

**令和7年度公共交通を活用した伊勢志摩周遊デジタル化推進事業
プロモーション業務
プロポーザル選定委員会設置要領**

1. 目的

この要領は、令和7年度公共交通を活用した伊勢志摩周遊デジタル化推進事業を委託する者を決定するにあたり、プロポーザル参加者の中から最優秀受託候補者を選定する選定委員会の設置のための必要な事項を定める。

2. 選定業務

選定にかかる業務は、以下に定める「令和7年度公共交通を活用した伊勢志摩周遊デジタル化推進事業プロモーション業務 プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。

3. 選定委員会の組織運営

選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員定数は、13名とする。
- (2) 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- (3) 委員長は、委員会を総括する。
- (4) 副委員長は、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (5) 委員会は委員長が招集する。委員長がいない場合は、副委員長がこれを行う。
- (6) 委員会は、定数の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- (7) 委員会に出席できない委員は代理人を立てることができる。
- (8) 委員については、別紙のとおりとする。

4. 庶務

プロポーザルの実施にかかる庶務は、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構が行う。

令和7年度公共交通を活用した伊勢志摩周遊デジタル化推進事業

プロモーション業務

プロポーザル選定委員会 委員名簿

所属	人数
公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構	1名
近鉄グループホールディングス株式会社	1名
三重県庁	1名
伊勢市役所	1名
鳥羽市役所	1名
志摩市役所	1名
南伊勢町	1名
明和町	1名
伊勢市観光協会	1名
鳥羽市観光協会	1名
志摩市観光協会	1名
南伊勢町観光協会	1名
明和町観光協会	1名